

茨城県文化振興計画の概要

計画策定の趣旨・背景

<策定趣旨>

平成27年12月に施行された「茨城県文化振興条例」第8条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「茨城県文化振興計画」を策定する。

なお、本計画は、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン（H28～H32）」を補完し、文化振興の具体的推進を図るための部門別計画である。

<背景>

<社会情勢の変化>

- ・人口減少社会の到来と少子高齢化等の進展
- ・地方創生（H26～）
- ・東日本大震災からの復興（H23～）
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定（H25）
- ・グローバル化の進展
- ・情報通信技術（ICT）の発展

<国の文化政策の動向>

- ・「文化芸術振興基本法」の施行（H13）
- ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行（H24）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）の閣議決定（H27）
- ・「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」の発表（H27）
- ・日本遺産の認定（H27～）

<本県の状況>

- ・アーカスプロジェクトの実施（H6～）
- ・「いばらき文化振興ビジョン」の策定（H16）
- ・茨城国際音楽アカデミーinかさまの開催（H17～）
- ・国民文化祭の開催（H20）
- ・常陸国風土記1300年記念事業の実施（H25）
- ・全国高等学校総合文化祭の開催（H26）
- ・県芸術祭開催50周年（H27）
- ・「茨城県文化振興条例」の施行（H27）
- ・県民文化センター開館50周年（H28）
- ・茨城県北芸術祭の開催（H28）
- ・いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会の開催（H31）

◎計画期間：平成29年度から概ね5年間

計画の目標

◎基本目標

～県民一人ひとりが主役～

文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

☆本県が目指す10年後の将来像：「茨城の心豊かな文化を育み、人と地域が輝く文化芸術大県」

◎6つの基本的施策の柱を設定し各種施策を展開

計画推進のための基本的施策

1 人材の育成等

- (1) 文化の担い手の育成及び確保
- (2) 次世代を担う子どもたちの育成
- (3) 文化に関する教育の充実

2 文化の振興

- (1) 芸術の振興
- (2) 伝統文化の継承及び発展
- (3) 生活文化等の振興
- (4) 文化を活用した地域づくり
- (5) 文化交流の推進

3 文化的資産の活用等

- (1) 文化的資産の活用
- (2) 文化財の保存等
- (3) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

4 文化活動の充実

- (1) 県民の文化活動の充実
- (2) 高齢者、障害者等の文化活動の充実
- (3) 青少年の文化活動の充実

5 文化活動の支援体制の充実等

- (1) 文化情報の収集及び提供
- (2) 推進体制の整備
- (3) 文化施設の機能の充実
- (4) 地域における文化活動の支援
- (5) 財政上の措置
- (6) 顕彰

6 いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上

- (1) いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの実施

◎進行管理

- ① 毎年度、本計画に基づく事業の実施状況等を調査し、文化審議会において事業効果の検証等による評価を実施
- ② 県民に本計画の進捗状況や事業の評価結果等を公表（年次報告書による）
- ③ 評価結果等をフィードバックし、今後の事業改善等に反映